

令和 4 年 12 月 15 日 議会運営委員会 議事録
9 時 30 分 開会

○出席委員 (6 人)

委員長 山崎 年一

副委員長 北地 範久

委員 藤川 和弘、小田上 尚典、児玉 朋也、日域 究

議長 賀屋 幸治

副議長 網谷 芳孝

○欠席委員 なし

○山崎委員長 皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

市長がお見えですので、最初に、御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 おはようございます。議会運営委員会開催ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○山崎委員長 それでは、議事日程にしたがいまして議事を進めてまいりたいと思います。

日程 1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から、議案（その 2）の概要について説明をお願いいたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 おはようございます。

それでは、議案の概要（その 2）に沿って御説明いたします。

今回、提出させていただきます議案は、議案第 68 号令和 4 年度大竹市一般会計補正予算（第 8 号）の 1 件でございます。

1 の歳入・歳出予算の補正ですが、歳入・歳出にそれぞれ 1,813 万 3,000 円を追加し、予算総額を 168 億 3,415 万 9,000 円とするものでございます。

補正予算の内容について、歳出から御説明いたします。

出産・子育て応援事業ですが、国の令和 4 年度第 2 次補正予算において計上された出産・子育て応援交付金を財源として、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境づくりや経済的支援を行うものでございます。

具体的には、令和 4 年 4 月 1 日以降に出産された全ての方を対象として、妊娠の届出が行われた時期に 5 万円、出生の届出が行われた時期に 5 万円の合わせて 10 万円を給付する出産・子育て応援給付金を 1,800 万円計上するほか、出産・育児に関する相談支援に必要な経費と合わせて、総額 1,813 万 3,000 円を計上するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、国から出産・子育て応援交付金として、事業費の 3 分の 2 に当たる 1,208 万 8,000 円を。また、出産・子育て応援交付金として、6 分の 1 に当たる 302 万 2,000 円をそれぞれ計上し、残りの 302 万 3,000 円の市負担分について、財政調

整基金繰入金により、財源調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。議案の取り扱いについてよろしくお願い申し上げます。

○山崎委員長 ただいま執行部から議案の説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは、取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

○三上議会事務局長 議案の取り扱いについて、事務局案を御説明申し上げます。

議案第68号でございますが、本日の本会議において、付託済みの各委員長報告と採決の後に、上程後、提案理由の説明を受けまして、総務文教委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま、事務局から議案の取り扱いの説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程2、会議の開催についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 先ほど、取り扱いを決定していただきました、議案第68号を審査するための総務文教委員会を、本日の本会議の休憩中に開催を考えております。

委員会審査終了後に、直ちに委員長報告の作成を行います。一定時間が必要と見込まれます。

委員長報告が作成され次第、本会議を再開し、表決を行うといった会議の流れを考えております。

なお、先に通知しておりますが、本会議休憩中には、議員全員協議会及び班長副班長会議の開催の申し出を受けております。

事務局といたしましては、本会議の休憩中に、総務文教委員会を開催、その後、議員全員協議会及び班長副班長会議を開催し、総務文教委員長報告が作成され次第、本会議を再開といった会議の流れを考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま、事務局からの説明がございましたが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは、お諮りいたします。

本日、本会議休憩中に、総務文教委員会を開催、その終了後、議員全員協議会、班長副班長会議を開催。総務文教委員長報告の作成が完了いたしましたら、本会議を再開することによって御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程 3、その他でございますが、広報広聴特別委員会委員長より発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

広報広聴特別委員長。

○小田上広報広聴特別委員長 おはようございます。発言の時間をいただきまして、ありがとうございます。

広報広聴特別委員会で取り組んでまいりました事項で、皆様に御報告させていただきたいことありますので、少しお時間をいただきました。

約 1 年前から、広報広聴の活動の充実ということで、最初の半年間は会議の効率化、あとは紙面の充実というところで行ってまいりました。そのあたりはかなり定着してきたのではないかとこの部分もあります。

半年たちまして、さらなる広報活動、広聴活動の充実ということで、実際に来年度から施行を始める項目がございますので、御報告させていただきます。

まずは、議会だよりについて、表紙の写真の市民の方への募集というのを実際に始めていきたいと思えます。そして、議会だよりについて、読者アンケートというのをインターネットの機能を使いましてとっていく。この 2 つは実際に市民の皆様から声をいただきながらやっていこうということに決まりました。

そして、広報広聴特別委員会内ではあるんですが、ツイッターを活用した SNS の試行というところでも委員全員で問題点、運用していくにはどうしたらいいかというところ、実際に運用しながら進めていこうというふうに決定いたしましたので、実際に目に触れるところ、アンケート、表紙の募集というところで、皆様、市民の方から何か御意見いただくことあるかもしれません。その際には、広報広聴特別委員のメンバーもしくは委員長のほうに御意見いただいて、よいものがつくれたらなと思えますので、よろしくお願いします。

以上、御報告です。ありがとうございました。

○山崎委員長 ただいま、広報広聴特別委員長から報告がございました。

他の委員におかれましては、お知りおきください。

続きまして、大竹市議会個人情報の保護に関する条例の制定を議題といたします。

事務局より概要の説明をお願いいたします。

局長。

○三上議会事務局長 近年、国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化により、団体ごとの個人情報保護制度の相違がデータ流通の支障となることから、国において、現行法制の不均衡・不整合を解消するため個人情報保護制度の見直しが行われ、改正後の個人情報保護法の規定により、個人情報の取り扱いに関する共通のルールが設定されました。

改正後の個人情報保護法では、地方公共団体は法の適用を受ける一方、議会については原則、適用除外とされておりますが、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な

施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する、とされております。

現在、議会における個人情報の保護については、大竹市個人情報保護条例において、個人情報の保護に必要な事項を定めておりますが、この条例については、執行部が廃止し、法に規定のない部分について新たに条例を制定する予定と伺っております。

これらを踏まえ、改正後の個人情報保護法の規定を参考に、大竹市議会独自の個人情報保護条例を制定する必要があると考えております。

条例案につきましては、全国市議会議長会が作成した議会の個人情報保護条例案を参考に、大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の案を作成し、サイドブックに掲載しております。

条例の詳細については、ここでは省略いたしますが、全国市議会議長会が作成した、議会の個人情報保護の対応と条例案と法の対照表をサイドブックに掲載しておりますので御確認ください。

大竹市議会の個人情報の保護に関する条例案の要点としましては、条例の施行日は改正後の個人情報保護法の施行期日である令和 5 年 4 月 1 日とすること。個人情報の対象は、基本的に議会事務局が保有する個人情報を想定し、各議員が取得する個人情報は対象としないこと。また、職員や委託業者が正当な理由なく個人情報を提供した場合等の罰則規定を設けていることでございます。なお、罰則規定に関し、検察庁と協議が必要でございますが、事前協議を行い、内諾は得ております。

この条例案を元に、議会運営委員会で審議していただき、委員会提出の議案として次回、12 月定例会以降の本会議に提出をしたいと考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から説明のありましたように、議会独自の個人情報保護条例を制定する必要がある、議会運営委員会で審議のうえ、議会運営委員会提出の議案として議会に提出することに関し、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは、御意見がないようですので、議会独自の条例を制定することとし、議会運営委員会から提出することとします。

続いて、今後の審議等の日程について事務局より説明をお願いいたします。

局長。

○三上議会事務局長 1 月に開催が予定されております臨時会において、執行部が現行の大竹市個人情報保護条例の廃止・新条例制定の議案提出を予定していると伺っております。

議会におきましても、これにあわせ、1 月臨時会での提出を考えております。

このため、改めて議会運営委員会を開催する余裕がないため、書面で質疑や意見を提出していただきたいと思います。と思っております。

本条例案に関する質疑や意見等がございましたら、12 月 21 日午前中までに事務局へメールで提出をお願いいたします。委員の意見を反映させたものを委員長と調整のうえ、議会運営委員会の提出議案といたしたいと思っております。その後、12 月 23 日に各派代表者会議を開催し、他の議員へ報告したいと考えております。

1 月臨時会に関しましては、現在、調整中ではございますが、1 月12日に議案配付、1 月16日に議会運営委員会を開催し、議案の取り扱いについて決定していただきたいと考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま、事務局から説明がありましたように、条例案に対する質疑や意見がありましたら12月21日までに事務局に連絡。

議会運営委員の意見を反映させた条例を12月23日に開催予定の各派代表者会議に報告。

1 月16日の議会運営委員会で議案の取り扱いについて決定。

1 月20日開催予定の臨時会に上程ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

以上で、本日予定されていた日程は、全て終了いたしました。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

9 時44分 閉会